

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

e-mail zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

136 号

平成 26 年 8 月 20 日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

健康保険ではり・灸・マッサージを受ける国民の会 (定期総会)

報告者 清水一雄

日時：平成 26 年 7 月 13 日 (日) 13 時～15 時

会場：新大阪丸ビル新館

総会出席者：30 名

NPO 法人医療を考える会 副理事長 山西俊夫

一般社団法人鍼灸マッサージ師会

代表理事 高橋養藏・事務局長 清水一雄



1. 山村博文会長挨拶

国民として何故はり・きゅう・マッサージが健康保険で受けられないのか？

憲法第 12 条でも約束されているように患者が主役であり、健康で文化的な生活、元気で生活し、何より病気にならないように日頃の予防が重要である。特に予防医学としては、はり・きゅう・マッサージは最適である。

2. 来賓

公明党 中野ひろまさ 衆議院議員 「あはき」治療院で治療を受けている。

日本維新の会 室井邦彦 参議院議員 「国民医療として西も東も無い」が持論。

大阪維新の会 山下昌彦 大阪市議会議員秘書

井上きよし 宝塚市議会議員

3. 2013 年度活動報告、収支決算報告 別紙資料通り

・2014 年 6 月末現在署名数：16,971 筆

・健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会 兵庫支部長富田氏より

鍼灸は 40 年前から浜田先生のところ、健康保険でやってもらっている。

主治医は気持ちよく同意書を書いてくれる。鍼は怖い痛いという印象を持ってしまいがそんなことはない。今まで 10 人の人を連れて行った。医院に紹介したら皆同意書を書いてくれ、鍼灸を

健康保険で受けることが出来、皆から感謝されている。

鍼灸師も医師に働きかけてほしい。知らない医師は多いが鍼灸に関心を持っている。

私の場合、年の割に周りの人から若くなったと言われる。

- ・健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会
副会長兼関東支部長山西俊夫氏より

関西は関東と違ってぎっくばらんであるのに親しみを感じます。はり・きゅう・マッサージは素晴らしい伝統医療であり一人でも多くの方が署名運動に参加され健康保険で受けられるように運動を広げていきたいです。

- ・健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会
副会長 高橋養藏氏より

会報は一般社団法人鍼灸マッサージ師会が受け持っています。またチラシに掲載している健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会事務局の住所等は常勤職員が不在だと問題が生じるので、一般社団法人鍼灸マッサージ師会に置くことにしました。チラシに掲載している電話番号 03-3299-5276 は誤りで NPO 法人 医療を考える会 03-3755-6151 に訂正してください。

4. 2014 年度活動方針案、収支決算案 別紙資料通り

5. 参加者からの発言

①今年の会費について会費は1回きりで良いか。

②署名方針

10 万筆が目標となっているが 100 万筆が目標では無いのか。100 万筆には 10 年かかるのか。まずは 10 万筆を達成することに意味が有り、議員連盟を作って全国に会を増やして足場を作りたい。



③健康保険としての「はり・きゅう・マッサージ」

- ・同意書を見たことが無いという医師がいる。
- ・甥が鍼灸師であるので、同意書のことは分かるようになったが、申請書の書き方をレクチャーして欲しい。同意書を書いてもらうのが大変。
- ・一般社団法人鍼灸マッサージ師会のホームページは健康保険に対してとても参考になる記事が多く、知らないことを教わり感謝している。毎回見ている。

③同意書を発行しない医療機関が発行した例

東京では病院として同意書発行を拒否していた所のケースで、施術師の立場では居留守を使われ埒があかなかったが、ケアマネの立場でケアプランに入れるにあたっての働き掛けをしたら、同意書の発行を認めるようになった。

ケアマネは立場が法律で定められているので、「あはき」師もケアマネを持っていれば強力な武器になります。

④患者から感謝される「はり・きゅう・マッサージ」

- ・マイコプラズマ肺炎の治療で日赤の担当医には内緒で鍼灸治療を続けていたら、ある日どうしたんですかと言われ何もしていませんと言った。予想に反して快復しているのに担当医師がびっくりしていた。鍼灸の効果は6疾患だけではない。難病にも効果が有るので、鍼灸師は自信を持ってほしい。
- ・幼いころから首に「やいと」を父にしてもらっている。それで今健康である。
- ・現在坂田さんにはり、マッサージをやってもらって 5000 歩あるいている。

⑤京都市内で鍼灸パレードの企画（別紙添付）

公益社団法人 京都府鍼灸マッサージ師会（江田事務局長）より

川端鍼灸院で勤めていたが今は自分でやっている。国民の会という患者さんは会員になってくれた。

平成 15 年 11 月 4 日に日本記念日協会へ 8 月 9 日を「はり・きゅう・マッサージの日」と登録された。この日を中心に全国で鍼灸マッサージの普及活動がなされている。今年 8 月 10 日は京都市内で鍼灸パレードを企画している。鍼灸は良いよと署名活動する。

- ・保険者が「あはき」治療のストップを仕掛けてくるから制度を変えていかなければならない。
- ・医師、薬剤師、鍼灸師が加わって統合医療を唱えている。

6. 閉会の挨拶 協同組合兵庫県保険鍼灸師会藤岡理事長より

生活保護に関する報告

指定と登録は扱いが違う。鍼灸が生活保護で登録から指定になる。指定になると格上げになるがその背景が分らない。権力の乱用であれば違法行為が考えられる。それを守らなければならない。

運動は少しずつ動いている。各政党にすべて話を持って行っている。国会で何処へ持っていっても反対できない状況であれば、変えていくことは可能である。値切られないように国民の力で防いでいける。



印象に残る患者さんの呼びかけ

「確信を持って社会に働きかけよう」

副会長 高橋養蔵

平成 25 年度の活動報告。平成 26 年度の活動計画が提案され、討議の後承認されました。署名の到達は約 17000 筆とまだまだです。

昨年の結成総会で「私は、300 筆集めます」と発言していた京都の患者さんが参加していきまして、「自分は去年の総会の時 300 筆あつめますと約束して、実際は 500 筆集めました。ただ、もっと出来るのですが止めています。なぜなら、現在の健康保険で治療して支払われている金額では、時間をかけた十分な治療がしてもらえなくなると考えたからです」と発言しました。

この懸念に対して私から一つの案として「労災で起きた、はり・きゅう・マッサージ治療の適応疾患に対する治療費は、1 回 4000 円から 5000 円支払われます。健康保険の治療費も国民運動をとおし、将来労災並みにして貰ったら十分な治療が出来る可能性があります」と話しました。

こうした討論が受領者と出来た事が、**患者さんと施術者が協力して運動を進めていく「国民の会」**の果たす役割の一つと考えます。

患者さんの発言の中で、もうひとつ印象に残ったのは、国民の会・兵庫支部会長である富田宏和氏（ポスターを作成してくれた人）の話です。

「自分自身の治療体験から、はり・きゅう・マッサージ治療は実に効果があります。このことを施術者の方は、もっと確信をもって積極的に社会に働きかける必要があるのではないのでしょうか。東洋医学に感心を持っている医師は必ずいます。同意書も発行してもらえるはずですよ」という発言でした。



私達は 100 万署名達成は、なかなか大変と思ってしまうがちですが、京都の患者さんのように 500 筆集める人が全国で、2000 人いれば達成できる数字です。

もっと近隣に声をかけ署名運動に協力してくれる人を増やしましょう。今回の総会は患者さんが積極的に署名活動に参加して下さった、「国民の会」にふさわしい総会でした。



とんでもない返戻

事務局 久下 勝通

最近とんでもない返戻がありました。返戻理由に次のように書かれています。

『今回の請求は、医師の同意年月日が H26. 2.10 初診で証明されています。当健保で、「S 内科」のレセプトを確認した結果それ以前に治療した形跡がみあたりません。

慢性疾患で他に治療方法がない場合に鍼灸等での施術にいたるのが本来の在り方であります。したがって、医師の同意書にその信頼を置くことができませんので、返戻いたします。』

古い通知へ戻る危険

この保険者は、医師が同意書を発行するまえに治療をした形跡がないことを理由に返戻してきました。医師が初診の患者に同意書を発行するのは、療養費不支給の理由と理解しているようです。

医師が治療をせず同意書をだした場合は、療養費を不支給にするというやり方は、いまから 16~17 年まえに保険者が行っていたやり方です。

これは、療養費の支給対象についてあきらかにした、厚生労働省通知保発第 32 号（昭和 42 年 9 月 8 日）が、意味があいまいで不合理な通知のためです。療養費支給についての厚生労働省通知は「療養費の支給対象となる疾病は、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、主として神経痛・リウマチなどであって類症疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病（頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患）に限り支給の対象とされていること」としています。

しかも、「医師による治療手段のないものとは、保険医療機関における療養の給付を受けても所期の効果の得られなかったもの又は、いままで受けた治療の経過からみて、治療効果があらわれていないと判断された場合等をいうものであること」（保発 28 昭 46. 4. 1）

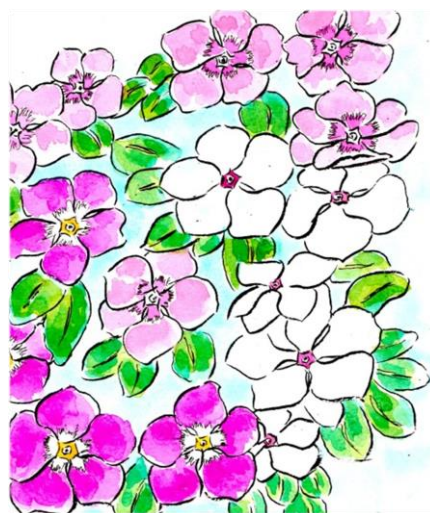
このような古い通知もそのままにされ、療養費の支給は保険者の意向次第というような実態でした。

この通知のために鍼灸療養費の支給は、1 週間医師の治療を受けてなければ支給できない、1 か月間医師の治療を受けてなければ療養費申請を認めない、など患者の権利を軽視する保険者のやり方が横行していました。

このあいまいな療養費支給通知への批判が強まり、この通知を補う厚生労働省通知「保険発第 150 号」が平成 9 年 12 月 1 日に出されました。保険発第 150 号は「通知に示された対象疾患について保険医より同意書の交付を受けた場合は、本用件を満たしているものとして療養費支給対象として差し支えないこと」されています。

この保険発第 150 号通知が出された以後は、医師が診断により神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等として、同意書を発行すれば療養費が支給される運用がなされてきました。厚生労働省通知「保険発 28 号昭和 46 年 4 月 1 日」「保険発 150 号平成 9 年 12 月 1 日」は「平成 16 年 10 月 1 日保医発 1001002」により廃止されています。

しかし、保険発 150 号通知の内容は、上記通知の別添「はり、きゅうの施術にかかわる療養費の取扱いに関する留意事項等」の第 2



章2に「神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症について、保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適切な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えないこと」との文面で残されています。

問題は、厚生労働省通知が「医師による適切な治療手段のないもの」として療養費を支給するという不合理な見解にこだわるため、「医師の治療がなされた後でなければ療養費を支給すべきでない」あるいは、「医師の治療手段がないのか医師の問い合わせる」という保険者も出てきます。

今回の返戻を行った保険者も「慢性疾患で他に治療方法がない場合に鍼灸等での施術にいたるのが本来の在り方であります。」とっていますが、「保険医より同意書の交付を受けて施術を受けた場合は、医師による適切な治療手段のないものとし療養費の支給対象として差し支えない」という通知は無視しています。

本来の在り方をいえば、必要な治療は患者が選べなければならないのです。患者の体験から鍼灸治療は必要ならば鍼灸治療を、あん摩マッサージ指圧治療が必要ならばあん摩マッサージ指圧治療を利用できるのが健康保険です。

鍼灸治療の疼痛緩和の効果は、日本や中国だけでなく、ドイツやアメリカでも認められ医療として取り入れられる時代です。

「医師による適切な治療手段のないものとし療養費の支給対象とする」という意味不明の古い通知は廃止し、疼痛緩和の治療として認め療養費を支給すべきです。

通知の運用でも患者の権利、被保険者の権利の尊重が必要ですし、さらに厚生労働省通知の改善も必要です。

療養費削減からでしょうか、乱暴な返戻や必要も疑わしい煩雑な事務を求める療養費事務が増えてきました。患者の立場を軽視する傾向に流されることなく、患者と協力して患者のための健康保険へ力をあわせましょう

著書紹介 白澤卓二医学博士著作
宝島社新書 800円

食べ物を食べれば 認知症は防げる

「もしかしたら、日本人は自らの伝統的な食文化から最も離れた民族になったかもしれません。確かに、戦後食料は豊富になり

『飽食』という言葉さえ生まれました。ところがそれによって戦前にはなかった、成人病あるいは生活習慣病が蔓延していったのです。」

「本書は認知症を防ぐためにさまざまな基礎知識を科学的根拠に基づいて解説するとともに、それを実現するために何をたべたらよいのか、そして日本の伝統食がいかに素晴らしい効果を発揮するのか、あるいはそれらをどのように食べたらいいのかについて、私見を交えてのべています。」

著者は著作の目的について以上のようにまえがきで述べています。日本の伝統的な食べ物、食べ方を学びなおし食生活を改善するというのは、認知症を防ぐというだけでなく健康に生き抜く基本です。

成人病に薬という現代医療への批判が広がり、食事や運動など生活改善について述べる著書がいろいろ出版されていますが、本書は現代医学的な根拠も示しつつ、伝統的食生活を再評価しており、非常に読みやすい著作です。

成人病への対応、老化への対応は、食事や運動の生活改善であり、伝統医学的な治療です。薬やサプリメントの効用について、洪水のような宣伝を毎日浴びる中で生活改善に確信を持ち取り組むのは大変なことです。

われわれも学びなおし、健康のため必要な生活改善について確信を持って語れるようにしましょう。

法人設立 10 周年記念式典のご案内

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会
代表理事 高橋養藏
平成 26 年 8 月 吉日

拝啓残暑の候、皆様におかれましては、いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お蔭様をもちまして、一般社団法人鍼灸マッサージ師会は 1986 年に任意団体東京都保険鍼灸マッサージ師会として誕生してから、10 年前に社会情勢への対応に迫られ法人組織として有限責任中間法人東京都保険鍼灸マッサージ師会を立ち上げました。

しかし中間法人法の廃止に伴い、2007 年に総てを一新することを踏まえ現法人組織として現在に至っております。この 10 年を区切りとしこれからも国民に身近な伝統医療の発展と会員一同皆様方のご健勝を祈念してささやかに記念式典を催したいと存じます。

ご多忙のところ恐縮ではございますが、万障お繰り合わせの上、ご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

略式ながら書中にてご案内申し上げます。

敬具

記

日時：平成 26 年 9 月 28 日（日） 13 時～18 時

会場：ホテル ローズガーデン新宿

東京都新宿区 西新宿 8-1-3 TEL03-3360-1533

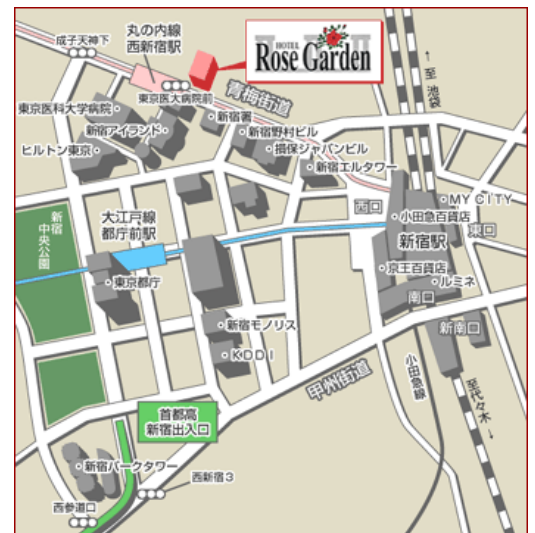
東京メトロ丸の内線西新宿駅 1 番出口徒歩 1 分、J R 新宿駅西口徒歩 10 分

式典：第一部 13 時～14 時 45 分

- ・来賓祝辞
- ・特別講演 鍼灸マッサージ師会の歩み
- ・貢献者の表彰
- ・詩舞（歌舞伎舞踊沢村流名取・真船峰華先生）

第二部 15 時～18 時

- ・来賓祝辞
- ・乾杯 感謝を込めた懇親会
- ・ラテンミュージックコンサート（バンド名「しまあじ」）の生演奏
- ・会費は別途、今月末にご案内致します。

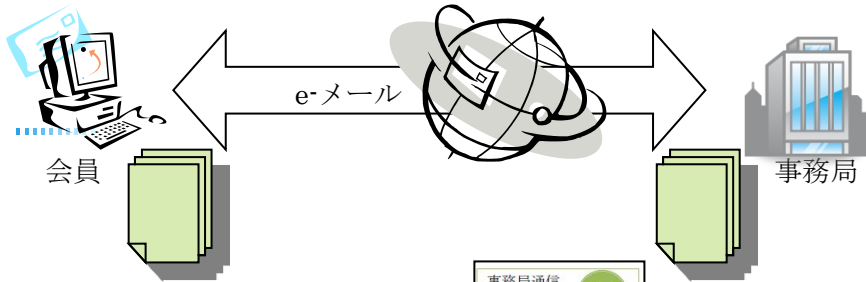


電子メール（eメール）利用サービスを開始します

PCの操作に慣れた会員に朗報です！

PCを使って電子メールを利用される方に、下記の対応を電子メールでも行います。

eメールの方が、早く情報提供ができて便利です。PCでのデータの保管もできて紙媒体の保管は不要になります。本サービスを希望する場合は、下記依頼書を事務局へ送付お願いします。（FAXも可）



1. 毎月発行の事務局通信（PDF形式）

eメールを希望する場合、紙媒体の送付はありません。

当会HPでも見られます。



2. 毎月発行の支給明細（支払がある場合）（PDF形式）

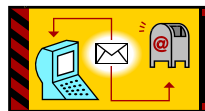
毎月26日ないし27日に送付できます。

eメールを希望する場合、紙媒体の送付はありません。

3. 申請書提出時に添付するUSBメモリに格納する申請書データ（当会ソフト形式）



⇒ eメールで代行



（USBメモリの送付は不要）

※ 3.のUSBメモリの送付については、ソフトで申請書作成後にメールソフトでの添付ファイルの作成が必要になります。PCの操作に多少の知識が必要です。

（希望者には別途マニュアルを送付します）

メールで申請書データをeメールで送付する場合は、支給明細の送付もeメールで行います。

申請書本紙及び管理表は今まで通り紙媒体で事務局まで送付お願いします。

eメールデータ送信依頼書

会員番号 _____ 会員名 _____

下記のデータをeメールでのサービスを希望します。 どちらかに○をつける。

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 事務局通信のeメールサービス | 希望する、希望しない |
| 2. 支給明細のeメールサービス | 希望する、希望しない |
| 3. 申請書データのeメール送付 | 希望する、希望しない |





事務局よりお知らせ

* 申請書の送付 **9月の締め切り**

3日(水)の必着でお送り下さい。

質問コーナー

Q1: 前老で今まで1割負担だった方は、今年4月から2割負担に変わるのでしょうか？

Q2: 4月から往療料金などが減額になったと聞きましたが？



A1: 4月以前に1割負担と認定されている方(昭和19年4月1日生まれ以前の方)の負担割合は、5月以降も1割のまま継続されます。

5月から新たに前老になる方(昭和19年4月2日生まれ以降の方)は基本的に2割負担となります。但し、どちらの場合も3割負担の方もいらっしゃいます(収入の算定による)。

前老とは「前期高齢者」のことで、70歳の誕生日の次月1日から75歳の誕生日前日までの方が対象です。(注)1日生まれの方はその月から前老です。

該当者には事前に「高齢受給者証」が発行され、「一部負担金の割合」が記載されています。施術者は患者さんの誕生日を念頭におき、早めに「高齢受給者証」の自己負担割合の確認をしてください。

A2: 往療料金の減額は、**医師対象**に施行されました。医師が同一施設にいる複数の患者さんの往診をする際に、その料金が減額されていますが、**鍼灸・マッサージの往療については特に変更ありません。**

2014年の診療報酬改定で、医師の及び看護師の同一建物居住者への在宅患者訪問診療料が、半分程度まで引き下げられました。これには時間的・距離的負担が少ないことや、短時間のうちに何十人も診療する実態、検査機器もなく診療報酬に見合うサービスが提供されていないと云う点が考慮されました。

その他お知らせ

1. 保険証の確認を

確定申告を受け、健康保険の自己負担割合が変更される場合があります。保険証の切り替えは毎年8月となっていますので、忘れずに確認してください。また、**障**(心身障害者医療費助成制度)の受給者証も更新されます。9月1日から黄色になりますので、ご注意ください。

2. 申請書は月順を追って提出を

たとえば、1月施術分が3月に返戻になった場合、保険者の手元にある2月分は留め置きとされます。4月に1月施術分が再提出されれば申請書が出揃うので問題ありませんが、1月施術分の再提出が遅れると、「1月分の提出がない」との理由で2月施術分以降の申請書が戻されるケースが目立ってきています。返戻分の再提出はなるべく速やかに行ってください。



H26年 8月

1	金	
2	土	
3	日	申請書〆切
4	月	
5	火	申請業務
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	事務局通信投稿〆切
12	火	
13	水	
14	木	事務局 夏季休暇
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	事務局会議 (13:00~14:00)
19	火	
20	水	通信・USB等の発送
21	木	100万署名「国民の会」川端鍼灸院
22	金	
23	土	
24	日	理事会 (13:00~16:00)
25	月	
26	火	
27	水	支給明細などの発送
28	木	
29	金	療養費の振り込み
30	土	
31	日	ケア研修会 (10:20~12:20)

9月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	申請業務
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿〆切
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	通信・USB等の発送 保険部会 (19:00~21:00)
18	木	100万署名「国民の会」川端鍼灸院
19	金	
20	土	
21	日	NPO理事会 (10:30~12:00)
22	月	事務局会議 (13:00~14:00)
23	火	秋分の日
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	10周年式典 (13:00~18:00)
29	月	支給明細などの発送
30	火	療養費の振り込み

申請業務

休業日